

2020年3月16日

(一社)千葉県ニュービジネス協議会
会員各位様

(一社)千葉県ニュービジネス協議会
会長 鮎川二郎



新型コロナウイルス感染予防対策に年度会費相当分還付のご案内

拝啓 早春の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当協議会にひとかたならぬご厚情を賜り感謝申し上げます。

早速ではございますが、昨年9月の甚大な台風災害に続き、現在は新型コロナウイルスの感染被害が拡大し、日本では住民の外出自粛や学校休校、スポーツやイベント開催自粛等の感染予防策が余儀なくされ国民生活活動への大きな影響が生じています。また、新型コロナウイルス感染の影響を受け就職内定取り消しや営業活動停止等も生じており就職活動や企業活動への影響防止対策に苦渋の決断が問われています。

3月11日には、WHOによるパンデミック宣言（世界的コロナウイルスの感染拡大）があり、株価大暴落に繋がる等により国内外の経済への重大な影響が生じています。

3月13日には、日本政府は新型コロナウイルスの感染拡大に備えるため総理大臣が緊急事態宣言を可能にするための改正特別特措法を国会成立しました。

当協議会は、こうした深刻な状況を重く受け止め新型コロナウイルス感染予防策にご苦勞されておられる協賛会員、法人会員、個人会員の全会員の皆様に、2019年度の各会員の会費納入相当分を新型コロナウイルスの感染予防対策金の一部として還付させて戴くことにしました。

つきましては、既に2019年度会費を納入済の会員の皆様には、誠に恐縮ですが次年度会費に繰り越しさせていただきます。

尚、2019年度会費未納の会員各位様には、次年度から通常通り会費納入のお願いを通知いたします。

何卒諸事情ご賢察のうえ新型コロナウイルスの感染予防対策に2019年度会費相当分をご活用賜りますと共に会員皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げます。

敬具